

山口県アレルギー疾患医療認定制度実施要綱

(目的)

第1条 山口県アレルギー疾患医療認定制度は、本県アレルギー疾患医療提供体制の現状、家庭や教育・保育現場の実態を踏まえ、医療の底上げや均てん化、正しい知識や医療機関の情報の普及など、アレルギー疾患医療を巡る課題の一体的な解決を図ることを目的とする。

(呼称)

第2条 前条の山口県アレルギー疾患医療認定制度の呼称は、第5条第1項に定める認定の対象となる職種に応じ、次のとおりとする。

- (1) 医師 やまぐちアレルギードクター
- (2) 看護師、薬剤師又は栄養士 やまぐちアレルギーサポートスタッフ

(デザイン)

第3条 やまぐちアレルギードクター及びやまぐちアレルギーサポートスタッフのデザインは別記のとおりとする。

(責務)

第4条 やまぐちアレルギードクター及びやまぐちアレルギーサポートスタッフは、科学的知見に基づく良質かつ適切なアレルギー疾患医療等（アレルギー疾患に係る医行為、診療補助行為、調剤、栄養の指導及びこれに類し若しくは付随する行為であって、当該者の保有している免許等の範囲内で行う行為をいう。）の提供を行うとともに、患者やその保護者及び教育・保育関係者等が、アレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、日常生活において、重症化の予防や症状の軽減に必要な注意を払い、適切な対処ができるよう、適切な相談支援や情報提供を行うよう努めなければならない。

(認定)

第5条 やまぐちアレルギードクター及びやまぐちアレルギーサポートスタッフは、アレルギー疾患医療に携わる医師、看護師、薬剤師又は栄養士（以下「医師等」という。）であって、当該職種に係る勤務経験が5年以上あるもののうち、次のいずれかの要件を満たし、かつ、第7条第1項の規定による公表に同意し、県の認定を受けた医師等とする。

- (1) 山口県アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「協議会」という。）が開催する「山口県アレルギー疾患医療実践セミナー」を修了した者
- (2) アレルギー疾患医療中心拠点病院が開催する「成人・小児アレルギー研修」を修了した者
- (3) 日本アレルギー学会等、協議会が定める次の認定機関が認定する「専門医」以

上の資格を持つ者（アレルギー専門医以外の資格を持つ者にあつては、アレルギー疾患に係る臨床経験が5年以上ある場合又はその勤務する医療機関等が二次救急医療機関若しくはアレルギー専門医との連携が図られている場合に限る。）

- ・ 日本アレルギー学会（アレルギー専門医）
- ・ 日本内科学会（総合内科専門医）
- ・ 日本小児科学会（小児科専門医）
- ・ 日本皮膚科学会（皮膚科専門医）
- ・ 日本眼科学会（眼科専門医）
- ・ 日本耳鼻咽喉科学会（耳鼻咽喉科専門医）
- ・ 日本呼吸器学会（呼吸器専門医）

(4) 日本小児臨床アレルギー学会が認定する「小児アレルギーエデュケーター」又は日本栄養士会が認定する「食物アレルギー管理栄養士」の資格を持つ者であつて、当該資格に係る実務経験が5年以上ある者

(5) その他、協議会において特に認めた者

2 第1項の認定の有効期間は3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き認定を受けようとする者は、更新の認定を受けなければならない。なお、更新の認定に当たっては、第1項の認定を受けた日から3年を超えない日までの間に、第1項第1号又は第2号のセミナー又は研修を受けなければならない。

4 第1項又は第3項の認定を受けようとする者は、山口県アレルギー疾患医療認定制度認定申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(支援)

第6条 県及び協議会は、やまぐちアレルギードクター及びやまぐちアレルギーサポートスタッフが行うアレルギー疾患に係る診療等を支援するため、必要な情報提供等を行うものとする。

(公表)

第7条 県は、山口県ホームページ等において、第5条第1項により認定されたやまぐちアレルギードクター及びやまぐちアレルギーサポートスタッフを公表する。

2 前項により公表する項目は別表のとおりとする。

3 県は、やまぐちアレルギードクター及びやまぐちアレルギーサポートスタッフに対し、別記のデザインが印刷されたプレート及び認定証を交付する。

4 やまぐちアレルギードクター及びやまぐちアレルギーサポートスタッフは、前項のプレートを勤務する場所に掲示するものとする。

(異動)

第8条 やまぐちアレルギードクター及びやまぐちアレルギーサポートスタッフは、第7条第1項により公表された内容に変更があつた場合は、山口県アレルギー疾患医療認定制度変更届（別記様式第2号）により山口県に届け出るものとする。

2 やまぐちアレルギードクター及びやまぐちアレルギーサポートスタッフは、県外の医療機関に異動する場合等は、山口県アレルギー疾患医療認定制度認定辞退届（別記様式第3号）により山口県に届け出るとともに、第7条第3項のプレートを返却するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別記（第3条関係）

やまぐちアレルギードクター



やまぐちアレルギーサポートスタッフ



別表（第6条関係）

氏名	
職種	
勤務する医療機関等名	
勤務する医療機関等の電話番号	
勤務する医療機関等の所在地	
勤務する医療機関等が属する小学校区	
勤務する医療機関等が属する中学校区	
対応可能な年代	
対応可能なアレルギー疾患の種別	気管支喘息
	アトピー性皮膚炎
	アレルギー性鼻炎
	アレルギー性結膜炎
	アレルギー性咳嗽
	花粉症
	食物アレルギー
	アレルギー全般
血液検査の実施の可否	
対応可能な専門医療の種別	食物経口負荷試験
	アレルゲン免疫療法
	呼吸機能テスト
	パッチテスト
	プリックテスト
対応可能な相談・指導の種別	スキンケア指導
	エピペン自己注射指導
	服薬・吸入指導
	栄養食事指導
学校生活管理指導表・生活管理指導表の作成の可否	
所持資格等	アレルギー専門医
	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	呼吸器専門医
	小児アレルギーエデュケーター
	食物アレルギー管理栄養士